

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(令和元年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ~ R 2 年度
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。
目的・概要	地域ケアシステムを深化・推進するため、介護予防・日常生活支援事業を適切に実施し、在宅医療・介護連携体制や認知症総合支援体制など高齢者の多様な生活を適切に支えることを目的とする。

計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">基本理念</div>						
	高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標1</td> <td>地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実					
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発					
	施策の方向性	亀山地域包括支援センターが核となって、高齢者と家族へのきめ細かな支援ができる体制をめざします。					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標2</td> <td>福祉と医療の連携強化</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。</td> </tr> </table>	基本目標2	福祉と医療の連携強化	基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)	施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。
基本目標2	福祉と医療の連携強化						
基本施策	在宅医療の推進(ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など)						
施策の方向性	加齢に伴い医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせることをめざします。また、介護等の施設や市立医療センターとも連携します。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標3</td> <td>高齢者の尊厳と権利を守る支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援	基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)	施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。	
基本目標3	高齢者の尊厳と権利を守る支援						
基本施策	(1)認知症高齢者への支援の充実 (2)高齢者の権利擁護推進(虐待対応、成年後見制度の利用促進)						
施策の方向性	認知症の進行を予防しつつ、認知症高齢者と家族が地域で安心して暮らせることをめざします。また、地域社会の中で、高齢者が自立と尊厳をもって、生きがいのある生活が送れることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標4</td> <td>介護予防・生活支援サービスの提供</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供	基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)	施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。	
基本目標4	介護予防・生活支援サービスの提供						
基本施策	(1)住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進 (2)多様な生活支援サービスの提供促進(見守り、配食など)						
施策の方向性	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を進めるとともに、地域の互助等による生活支援サービス提供を促進し、地域での健康づくりや介護予防、生きがいづくりに関わる活動の充実をめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標5</td> <td>高齢者の住まいと暮らしの環境整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。</td> </tr> </table>	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保	施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。	
基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備						
基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保						
施策の方向性	高齢者の住まいとして、適正量の入所施設や居住系サービスが確保されていることをめざします。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">基本目標6</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基本施策</td> <td>高齢者(老人)福祉事業の目標と方策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策の方向性</td> <td>重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。</td> </tr> </table>	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策	施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。	
基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)						
基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策						
施策の方向性	重度の要介護者及び専門的な介護を必要とする要介護者等に対し、地域密着型サービス等の提供確保をめざします。						

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R1)	目標値
1	介護老人福祉施設 * 目標値: 増床の場合は、4施設(230人)	施設 (人)	4施設 (200)	4施設 (230)	5施設 (230)
2	地域密着型サービス ① 定期巡回・随時対応型訪問看護	箇所	0	0	2
3	地域密着型サービス ② 看護小規模多機能型居宅介護	施設	0	0	2
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	地域包括支援センターの機能強化、拡大のため、常勤の第1層の生活コーディネーター(専門職)を配置し、地域資源の調査に努め、第2層の生活コーディネーターと連携した相談、支援体制を構築した。多職種連携情報共有システムの活用や多職種連携会議を通し、多職種の連携を強化した。介護予防教室や認知症予防教室については、参加人数は増加し、開催場所や教室の内容を変更することで、より広い地域に通いの場を設けることができた。認知症施策については、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を実施するとともに、県の「認知症サポーター等活動促進事業」のモデル市として、地域で認知症の人とその家族を支援するスペシャルサポーターの育成に取り組んだ。また、認知症ケアパスを含めた「認知症あんしんブック」を作成した。建設中のユニット型特別養護老人ホーム安全の里が、令和2年4月、運用を開始した。
成果	本計画により、地域包括支援センターの体制強化、研修会や情報共有システムの活用を通じた多職種連携の推進など、地域包括ケアシステムの整備に努めることができた。介護予防教室やサロン活動等、地域の通いの場は年々団体数や参加人数は増え、地域生活での介護予防活動が定着している。また、認知症施策は、認知症サポーター養成講座やアルツハイマー月間を利用した講演会、市民や医療・介護関係者の情報ツールとして作成した「認知症あんしんブック」などにより、認知症の普及啓発に努めた結果、認知症に対する市民の関心は高まりつつある。
総合計画推進への寄与度	医療と介護の連携強化や地域包括支援センターの機能強化と拡大、介護予防の充実と推進、高齢者の自立生活を支えるための生活支援の充実、老人クラブ活動などの生きがいづくり、認知症初期支援体制の整備を含めた認知症施策の推進等、第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実(3) 高齢者の地域生活支援の充実に掲げた施策の推進に寄与した。

反省点・課題	地域における自助、互助の仕組みづくりの支援を構築する必要がある。また、地域ごとの生活習慣や健康状況を分析したうえで、地域の特徴に応じた介護予防の提供を検討するとともに、地域課題を明らかにし、施策に結びつけていく必要がある。
--------	---

今後の方向性	反省点や課題を踏まえ、次期亀山市高齢者福祉計画の策定に取り組む。
--------	----------------------------------

高齢者福祉計画の推進状況について

1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実

(1) 地域包括支援センターの体制強化

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するため、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等と連携を強化して、支援が必要な高齢者に対応するネットワーク構築を進めていきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	<ul style="list-style-type: none"> ◆常勤の第1層の生活支援コーディネーター（専門職）を配置し、地域資源の調査、自主的な活動の醸成に努めた。 ◆第2層の生活支援コーディネーターとして、在介3名を配置（支援件数393件）。認知症初期集中支援チーム1チーム（支援対象者12件）が、対応した。 	◇地域包括支援センターの推進に努めるとともに、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員、福祉委員等との連携を図りながら、多様な相談や課題に対応していく。
社会福祉士、介護支援専門員等必要な人材を確保するとともに、「地域共生社会の実現」をめざして、社会福祉協議会が進める「福祉なんでも相談窓口（総合相談窓口）」などとの事業連携を進めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターに生活コーディネーター（社会福祉士・精神保健福祉士）及び認知症初期集中支援チーム員（介護福祉士）を配置し、専門職を確保できた。 ◆個別事例について、社会福祉協議会や庁内関係部署と連携し、対応した。 	◇総合相談窓口機能の強化を目指し、更なる検討を進める必要がある。
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事業等の状況を市民や関係機関に理解していただくため、広報紙、パンフレット等で各種広報活動を行っています。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	<ul style="list-style-type: none"> ◆市広報や社協だよりで事業の紹介やサービスを周知。 ◆在宅医療講演会（講師や啓発ブースでの出展）や出前講座を開催し市民に啓発。多職種においても多職種連携会議等を通じて啓発を行った。 	◇引き続き、講演会や出前講座等のイベントを活用し、市民への啓発・周知を行っていく。また、ITなども活用し、各関係者への啓発も行い、広報活動をすすめていく。
広域連合と連携しながら、研修会や事例検討会を定期的で開催し、同職種、多職種の連携を強化するとともに、居宅介護支援事業所連絡会、事例検討会で困難事例のケース検討を行い、介護支援専門員の知識や多角的な視点を得られる機会を設けます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターが主催で居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所の連絡会を開催し、個別レベルの協議を行った。 ◆多職種の連携強化を目的に、多職種での研修を年4回開催し、顔の見える関係づくりに努めた。 	◇引き続き、多職種連携会議を開催し、連携を強化していく。

(2) 地域ケア会議の充実

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
生活支援等サービスの充実に関する協議体の活用や、「我が事・丸ごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議との連携・統合を検討します。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆包括支援センターにおいて地域ケア会議（個別レベル）を開催し、圏域内の問題を共有した。	◇これまでの会議のケースから地域課題を分析し、地域ケア推進会議を開催する。

在宅医療介護連携推進協議会など各種連携・連絡会議を開催し、同職種、多職種の連携強化を図るとともに、個別ケースの検討を通じて解決すべき地域課題を明らかにします。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会連絡会（12回）、在宅医療連携推進協議会（7回）等を開催し、個別ケースを検討した。	◇引き続き地域問題の解決を図るとともに、各会議で明らかになった課題を整理する。
地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、介護保険事業への反映方法について、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、調整していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆包括支援センター連絡会議（6回開催 鈴鹿4・亀山1包括、鈴鹿亀山地区広域連合及び鈴鹿市亀山市関係部局）に参加し、各々の地域課題を共有した。	◇地域課題解決に必要な施策を次期介護保険事業計画に反映できるよう、分析を進める。

(3) 地域資源の活用と開発

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
民間事業者、地域まちづくり協議会、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者等を支えられるよう、協議体への参加を徐々に増やすとともに、それらの事業主体による生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆住民主体の事業を支援できるよう、他市の事例や視察等を考慮しながら仕組みを検討した。	◇住民主体の事業の支援を構築する。 ◇地域包括支援センターが協議体の設置、運営ができるよう、ともに検討していく。
ボランティアポイント制度の構築を支援するなどして高齢者のボランティア活動への参加を促進するとともに、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会に配置されるコミュニティソーシャルワーカーでの包括的な支援体制の構築を図ります。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆第1層、第2層の生活コーディネーターがコミュニティソーシャルワーカーと連携して地域の相談や支援を行うとともに、地域資源の把握に努めた。	◇社会福祉協議会のボランティアセンター事業の支援、連携を行う。 ◇コミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターの連携を強化し、早期支援に努める。

2 福祉と医療の連携強化

在宅医療の推進（ホームケアネットの利用促進、医療センターとの連携など）

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>エンディングノートの作成を検討するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表示書）及びその解説書等を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G</p>	<p>◆リビング・ウィル（パンフレット一体）を講演会やイベントの場で普及啓発、希望者に配布した。また、改めて包括支援センターやランチに対して解説書や活用についても説明を行い、普及啓発に努めた。 ◆エンディングノートについては作成については担当者間での協議に留まっている。</p>	<p>◇引き続き、リビングウィルの普及啓発活動を進め、エンディングノートについても協議を進めていく。（介護予防手帳等との効果的な活用）</p>
<p>在宅医療連携推進協議会を継続して開催するとともに、市民及び関係多職種への亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」の普及啓発を行い、利用拡大を進めます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G</p>	<p>◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用、登録者については前年度より減少した。 R1新規登録者 7名 ◆情報共有システムを運用し、多職種の医療・介護の連携強化をすすめた。 ◆講演会や出前講座を活用し、在宅医療の普及啓発を行った。</p>	<p>◇引き続き、市民対象の講演会等を行い、また地域での啓発の機会を増やすなどの普及啓発をすすめていく。また、ホームケアネットの周知についても、関係者に再度周知を図り、利用促進に努める。</p>
<p>訪問看護ステーションや医師会の主治医、副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを継続するとともに、近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G 地域医療・ 地域連携G</p>	<p>◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用。近隣市の主治医においてもホームケアネットでの連携を図った。</p>	<p>◇多職種連携情報共有システムを活用し、多職種での情報共有を強化し、多職種連携をすすめていく。</p>

3 高齢者の尊厳と権利を守る支援
 (1) 認知症高齢者への支援の充実

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>認知症に対する地域での理解を促すため、キッズサポーターの養成を拡充するとともに、認知症キャラバン・メイト（講師役）の活動や認知症サポーターによる認知症理解のための地域での活動を支援します。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆認知症サポーター養成講座では幅広く市民が参加できるように公開講座を開催した。また、県の「認知症サポーター等活動促進事業」のモデル市として、県と認知症の人と家族の会の共催でステップアップ講座も開催し、地域で認知症カフェ等の様々なサポートを行うスペシャルサポーターの育成も行った。（サポーター養成講座14回開催、受講者433人、延べ3,214人、ステップアップ講座受講者45人）</p>	<p>◇認知症サポーター講座については、幅広い市民が参加できるように引き続き、公開講座の実施、企業等への啓発を行う。また、認知症キャラバンメイト研修やステップアップ講座を実施するとともに、スペシャルサポーターが活動できるよう検討する。</p>
<p>認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促進します。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆サポート医や初期集中支援チーム・地域包括支援センターと協議しながら、市民がより分かりやすく、認知症を理解し、適切な支援が受けれるようにケアパスを含んだパンフレット「認知症あんしんブック」をリニューアルした。「認知症あんしんブック」は専門職が相談窓口や支援等で有効活用したり、講演会の場で市民に配布したりするなど認知症の理解の普及啓発、認知症予防等に努めた。</p>	<p>◇認知症サポーター養成講座やサロン等にも「認知症あんしんブック」の啓発を行い、より一層の地域住民への認知症の理解の普及啓発、認知症予防等に取り組む。</p>
<p>新しい総合事業のサービスの中で、認知症予防の通いの場を増強するとともに、認知症カフェの利用を促進しながら、地域での設置や類似する地域活動と認知症地域支援推進員との連携の場づくりを進めます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆認知症予防教室ではコグニサイズの新しいメニューを取入れた。4か月間にわたり実施することで参加者は脳の活性化、教室時だけでなく家庭での取り組みにつながった。認知症カフェは今年度2か所増加し、4か所で開催した。認知症地域支援推進が地域でのカフェの相談員と連携を取り、認知症の人や家族が安心して来れる場づくりに努めた。</p>	<p>◇引き続き、認知症に特化した介護予防教室を開催する。また、出張認知症カフェを開催するなど、地域においても開催できるよう努める。</p>
<p>認知症地域支援推進員による、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を行うとともに、認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、専門医、認知症疾患医療センターなどの連携により、認知症高齢者を適切に医療や介護サービスにつなげていきます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆介護予防教室や認知症カフェ、窓口対応等で必要に応じ、認知症地域支援推進員が認知症初期集中支援チームにつなげることができた。また、関係者間でケースの相談や情報提供が円滑に行えるように、連絡票を作成し、スムーズなケースの連携に取り組んだ。</p>	<p>◇認知症地域支援推進員を1名増員し、活動の幅を広げていく。また、引き続き、認知症関係会議を開催し、認知症サポート医や認知症初期集中支援チームとの連携に取り組んでいく。</p>

高齢者の見守りに関する協定等により地域の協力機関の拡充を図りながら、民間事業者が提供する徘徊探索サービス等を利用促進することにより、徘徊者の早期発見に努めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G ◆高齢者見守りシール交付事業については継続して市民やケアマネ等へ周知した結果、申請者は10名であった。 ◆高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関に対して、認知症に関するイベントや認知症カフェの案内を配付し、連携できる体制を継続して整えた。	◇引き続き、徘徊者の早期発見に結びつくよう、事業の啓発を行う。 ◇引き続き、高齢者の見守りに関する協定を締結している協力機関との連携を図る。
--	---	---	---	---	---

(2) 高齢者の権利擁護推進（虐待対応、成年後見制度の利用促進）

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
亀山地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係者の虐待防止に関するネットワークを強化し、地域ぐるみで未然防止、早期発見・介入ができる体制を整備していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆虐待防止代表者会議を開催し、市内で発生する虐待案件を事例に情報共有し、専門家・関係機関・市民代表と連携強化を図ることができた。	◇高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが虐待に関する相談窓口となり、市民の相談、早期対応に努める。 ◇未然防止のため、相談窓口の周知、啓発を行う。
虐待が発生した際は、高齢者・障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアルに従い、亀山地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆マニュアルに従い、適切に対応した。 (疑い事例6件、虐待事例1件、継続事例4件)	◇地域包括支援センターや関係機関と連携し、適切な対応に努める。
家族介護者へ虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどい等を開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者に配慮していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆健康電話相談での24時間相談対応 ◆認知症カフェ（4箇所44回、延べ454人）、介護者のつどい（4回）を開催	◇在宅介護支援センター、地域包括支援センター及び民生委員と連携し、複数の見守りにより虐待の早期発見に努める。 ◇介護者の日頃の悩みや不安を情報交換できる「介護者のつどい」を実施し、リフレッシュにつながる取組を継続する。
社会福祉協議会（日常生活自立支援センター）、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら成年後見制度の利用を促進するとともに、権利擁護支援に係る中核機関の整備、地域連携ネットワークづくりや法人後見、市民後見のしくみづくりを進めていきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託 ◆鈴鹿亀山消費生活センターが虐待防止代表者会議にて消費者安全確保地域協議会の説明をし、情報共有を図った。	◇法人後見、市民後見について社会福祉協議会及び地域福祉課と検討
三重県行政書士会等の専門職から、成年後見制度の市長申立に係る親族調査等の業務に関して、支援が受けられるような体制整備を検討します。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆市長申立案件はなかったが、成年後見制度利用助成は4件の申請があった。	◇成年後見制度の利用促進に向けた啓発に努め、社会福祉協議会を連携し体制を強化する。

4 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 住み慣れた地域で生活していくための介護予防の推進

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
身近な運動習慣やスポーツなどの機会を通じて、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加でき、地域での活動の輪を広げながら手軽に健康づくりが行え、かつ介護予防にもつながるような取り組みを検討し進めていきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆介護予防教室（のべ311回、9,455人）、出張介護予防教室（のべ95回2,033人） ◆養成講座終了団体6団体のうち、3地区のまちづくり協議会の健康づくり応援隊を支援 ◆老人クラブ健康教室（15クラブ、延べ29回）、サロン活動（97団体、延べ1,950回）	◇これまでの地域における通いの場や利用者の参加状況を分析した結果をもとに、空白地域の介護予防教室の内容充実を図っていく。 ◇亀山QOL事業を活用した介護予防の利用促進を図る。
新しい総合事業の内容は、生活支援コーディネーター等が発掘、創出した地域の事業者やボランティアなどが提供する新たなサービスの事業化を進めながら、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で継続的に協議して見直し、サービスの拡充につなげます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆地域包括支援センターに配置した生活コーディネーターとともに、地域住民が互いに支え合う生活支援活動などの支援できるよう検討した。	◇生活支援コーディネーターと連携し、サービスの事業化をより一層進める。

(2) 多様な生活支援サービスの提供促進（見守り、配食など）

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
民間事業者等による見守り活動の拡大を支援していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆民生委員・児童委員の高齢者世帯の実体把握に努めた。 ◆サロン団体（97団体）の支援に努めた。	◇民生委員・児童委員と連携するとともに、民間事業者等の活動支援に努める。 ◇サロン活動の充実のため、助成事業を継続する。
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆介護用品を登録者558人に支給し、本人及び家族の負担を軽減した。 ◆配食サービスの利用者（57人）に栄養バランスの取れた食事を提供し、安否確認を行うことができた。	◇ケアマネジャーや家族と連絡を密に取り、適切に支給をする。
孤立死防止のための緊急時の連絡や御用聞きサービス等について、民間事業者が提供するICTによる包括的に高齢者を支援するシステムの活用を進めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆緊急通報システムは、登録者本人やその家族に安心できるサービスとして活用できた。 ◆亀山QOL支援モデル事業を活用しながら、介護予防の啓発や相談業務に努めた。	◇継続して、高齢者を見守る緊急通報システムを啓発する。 ◇地域で亀山QOL支援モデル事業の普及啓発活動を展開し、更なる利用者の増加に努める。

<p>高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシー料金の助成については、免許返納に対応し、介護予防のための通いや買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度の運用状況を検証しながら移行していきます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆乗合タクシー制度の利用者登録及び利用勸奨を図りながら、タクシー券の交付を行った。また、ご本人やご家族及びその支援者から心身等の状況をお聞きし、乗合タクシーに乗車できない方にはタクシー券のみ交付した。</p>	<p>◇心身等の事情により乗合タクシーに乗車できない人のみタクシー券を交付し、必要な外出支援を提供する。</p>
--	---	---	---	---------------	---	--

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備

(1) 高齢者に配慮した住まいの整備

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に加えて、親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者等の住宅改修を支援できるよう、建設労働組合等と協働して高齢者の居住環境の改善に努めます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G	◆三重県建設労働組合亀山支部と協働して住宅改修を4件(58,933円)実施し、在宅のひとり暮らし高齢者の居住環境の改善を図った。	◇親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者の支援として、事業を継続する。
市内に存する木造住宅で耐震改修が必要な家屋を補強するための支援を行うと同時に、バリアフリー化を含めた住宅リフォーム工事を支援します。	⇒	⇒	⇒	住まい推進G	◆亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱に基づく木造住宅耐震改修実施(5件) ◆高齢者世帯を対象に、家具等転倒防止器具の取り付けを実施(6件)	◇継続(亀山市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進)
市営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティネット等国や民間の団体等のしくみや空家バンクを活用し、住まいの供給や民間賃貸住宅への入居を支援します。	⇒	⇒	⇒	住まい推進G	◆市営住宅への優先入居6名	◇亀山市住生活基本計画に基づき、事業継続と空家情報バンク制度の活用の促進
消防本部、警察署等の関係機関と協働で防火指導や防犯活動、交通安全啓発等を行うほか、火災警報器等防火のための日常生活用具を給付し、ひとり暮らし高齢者の住まい方を支援します。	⇒	⇒	⇒	消防本部予防G 高齢者支援G	◆ひとり暮らし高齢者見守り訪問 R2年1月実施 対象地区 安坂山町、能褒野町、田村町、川崎町 対象世帯 30戸 実施世帯 20戸 住警器未設置 2戸	◇現行の亀山市高齢者福祉計画の期間中は消防本部が事業を継続する。 ◇前年同様に関係機関との調整や事業効率に課題があり、次回計画策定時に向けて見直しが必要で、消防本部内での検討が必要である。
引き続き交通バリアフリー構想に基づく取り組みを進めていくほか、「おもいやり駐車場」の適正利用等優しさと思いやりのある行動を促していきます。	⇒	⇒	⇒	障がい者支援G 福祉総務G	◆おもいやり駐車場制度、ヘルプマークについて広報で周知した。 おもいやり駐車場利用証の発行：616件 ヘルプマークの配布：77件 ヘルプカードの配布：19件	◇「おもいやり駐車場」「ヘルプマーク」についての周知に努め、優しさと思いやりのある行動を促していく。
高齢者等災害弱者に対する避難訓練、災害時の安否確認などにおいて、自治会等地域の支援組織や災害ボランティアなどの活動により、地域での自主的な支援体制が構築されるよう、働きかけていきます。	⇒	⇒	⇒	高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G 福祉総務G	◆避難行動要支援者名簿について適正な名簿の管理をするために避難行動要支援者名簿管理システムを整備した。 ◆避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者といわれる方を想定した訓練を実施するよう周知した。	◇適正な名簿の更新・管理を行うとともに、その利活用に向けた検討を進める。 ◇地域が実施する防災訓練について、高齢者等災害弱者の方が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車イス等を利用した避難訓練等、高齢者等災害弱者といわれる方を想定した訓練を引き続き行っていく。

<p>グループホーム等障がい者施設を含めて福祉避難所協定を締結していくとともに、協定を締結した施設の職員及び関係者との連携を図りながら、福祉避難所マニュアル等を整備します。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G 障がい者支援G 防災安全G</p>	<p>◆福祉避難所のマニュアル作成に向けた知識習得を目的に、三重県主催の「福祉避難所の設置・運営に関する実務研修」に担当職員が参加した。</p>	<p>◇高齢者支援G、障がい者支援G、防災安全Gが連携し、福祉避難所マニュアル等の整備を進める。</p>
--	---	---	---	-------------------------------------	--	--

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
<p>「養護老人ホーム清和の里」については、三重県と事業者で建替え整備が進められるため、必要に応じて事務調整を行います。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆平成31年4月竣工、令和元年5月供用開始</p>	<p>◇事業計画なし</p>
<p>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの運営やサービス及び関連する計画との整合が担保されるよう、広域連合や県等と連携しながら、事業者に働きかけていきます。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>高齢者支援G</p>	<p>◆市への計画提示事業者なし</p>	<p>◇計画提示があった場合、県・広域連合と協議しつつ、計画のスムーズな進捗に協力する。</p>

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）

高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取組み	30	元	2	担当G	R1年度の実績・成果	次年度以降の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。				高齢者支援G		
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 4施設（200人）⇒ 5施設（230人） *増床の場合は、4施設（230人）	⇒	⇒	⇒		◆特別養護老人ホーム安全の里が30床増床。	◇令和2年4月供用開始
地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 ⇒ 2箇所	⇒	⇒	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
②看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) ⇒ 2施設(58人)	⇒	⇒	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による

注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合
広域7期…第7期介護保険事業計画